

退職後の給付

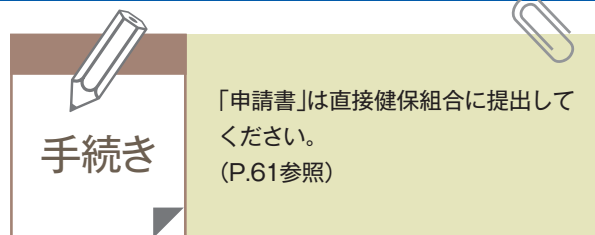
退職前に「1年以上」被保険者期間のあった人に限ります
(資格喪失後3か月以内の埋葬料(費)を除く)

会社を退職すると健康保険の資格を失いますから、健康保険の給付は受けられなくなります。ただし、退職前に1年以上被保険者期間のあった人は、所定の手続きをとることにより、退職後も以下のように保険給付を受けることができます。(付加給付の支給はありません。)

傷病手当金

労務不能で傷病手当金を受けていて退職し、引き続き労務不能の場合は、傷病手当金を受け始めてから1年6か月を限度に継続して給付を受けることができます。

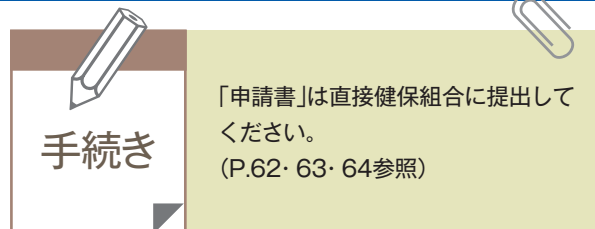
一方、退職後に傷病手当金の継続給付を受けている人が老齢厚生年金等の老齢退職年金を受給できる場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、年金等の額が傷病手当金の額を下回るときは、その差額が支給されます。



出産育児一時金・出産手当金

出産育児一時金は、女性被保険者が退職後6か月以内に出産した場合に給付が受けられます。

出産手当金については、退職したときにすでに支給を受けていた場合のみ、在職中と同様に支給されます。

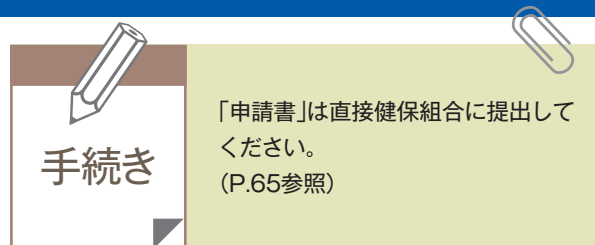


埋葬料(費)

被保険者が、次のいずれかに該当する場合に給付が受けられます。

- ①退職後3か月以内に死亡したとき
 - ②退職後の傷病手当金、出産手当金を受給中に死亡したとき
 - ③②の給付を受けなくなってから3か月以内に死亡したとき
- なお、①の場合は、被保険者期間が1年未満でも給付が受けられます。

※被保険者の資格喪失後には、被扶養者が死亡したときの給付(家族埋葬料)はありません。



付加給付は支給されません

退職後の給付については、健保組合独自の付加給付はなく、法定給付のみとなります。